

「特許訴訟の空洞化」とされた事例について

(「特許訴訟の空洞化」の実例としてマスコミ等で報道されたり、平成10年5月の自民党商工部会知的財産政策小委員会に提出された合計9件全てについての実証的分析結果)

① 米国市場を重視して、米国で訴訟を提起したもの(全9件中8件)

特許権は国ごとに成立し、その効力も国ごとにしか及ばない。たとえば、米国で訴訟に勝っても我が国で差止めや差押えは不可能。原告は重視する市場がある国で訴訟を提起する。

② 日本国内では、訴訟を提起する余地がなかったもの(全9件中7件)

○ 日本国内では企業間で実施許諾契約が成立しているため、日本で訴訟提起をする余地がなかった。

→ 6件

○ そもそも、我が国において特許権が成立していない。

→ 1件

③ 三倍賠償，陪審裁判，ディスカバリー等被告に過度の負担を生じさせる米国手続をあえて利用して、被告を困惑させて、早期解決を図ったもの(全9件中1件)

→ 実証的な分析が必要